

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



令和7年12月24日
神戸地方気象台

神戸市の気象警報等発表区域の変更について

神戸市を対象とする気象警報等の発表区域（二次細分区域）について、現行の神戸市全域から9つの行政区域ごとに発表するように変更します。
この発表区域の変更は令和8年3月17日13時から実施します。

神戸地方気象台では、神戸市のより効果的・効率的な防災対応に資するため、気象警報等の発表区域の分割について、兵庫県や神戸市とともに検討を重ねて参りました。

その結果、気象特別警報・警報・注意報の発表区域（二次細分区域）を現行の神戸市全域から9つの行政区域に変更します。

記

1 発表区域の変更日時

令和8年3月17日（火）13時（予備日：令和8年3月24日（火）13時）

2 変更後の発表区域（二次細分区域）の名称

現行の発表区域名称	変更後の発表区域名称
神戸市 (こうべし)	神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市兵庫区 (こうべしひがしなだく、こうべしなだく、こうべしひょうごく) 神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区 (こうべしながたく、こうべしまく、こうべしたるみく) 神戸市北区、神戸市中央区、神戸市西区 (こうべしきたく、こうべしちゅうおうく、こうべしにしく)

現行



変更後



3 気象警報等の基準変更（別紙参照）

発表区域の変更により神戸市の気象警報・注意報の基準を別紙のとおり変更します。

問い合わせ先：神戸地方気象台 担当：天野
(電話：078-222-8907) (平日8時30分～12時、13時～17時15分)

1 大雨警報（浸水害）・注意報の表面雨量指数基準値（赤：新基準、青：現行基準）

警報・注意報の種類	細分区域名			警報の基準を大きく超過した基準		警報基準		注意報基準	
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	新	現行	新	現行	新	現行
大雨 (浸水害)	南部	阪神	神戸市	36	36	23	23	12	12
			神戸市東灘区	36	23	23	23	12	12
			神戸市灘区	36	23	23	23	12	12
			神戸市兵庫区	36	23	23	23	12	12
			神戸市长田区	36	23	23	23	12	12
			神戸市須磨区	36	23	23	23	12	12
			神戸市垂水区	36	23	23	23	12	12
			神戸市北区	36	23	23	23	12	12
			神戸市中央区	36	23	23	23	12	12
			神戸市西区	36	23	23	23	12	12

※警報の基準を大きく超過した基準は、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の「危険」（紫）に用いる基準

2 大雨警報（土砂災害）・注意報の土壤雨量指数基準値（赤：新基準、青：現行基準）

警報・注意報の種類	細分区域名			警報基準		注意報基準	
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	新	現行	新	現行
大雨 (土砂災害)	南部	阪神	神戸市	117		79	
			神戸市東灘区	157		106	
			神戸市灘区	160		108	
			神戸市兵庫区	146		99	
			神戸市長田区	144		97	
			神戸市須磨区	131		89	
			神戸市垂水区	123		83	
			神戸市北区	121		82	
			神戸市中央区	147		99	
			神戸市西区	117		79	

※基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定しているが、上記の表では各二次細分区域内の最低値を示している。

3 洪水警報・注意報の基準値（赤:新基準、青:現行基準）

警報・注意報の種類	細分区域名			新基準						現行基準						
	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	主要な河川	警報の基準を大きく超過した基準	警報基準		注意報基準		主要な河川	警報の基準を大きく超過した基準	警報基準		注意報基準		
						複合基準		流域雨量指數基準	複合基準			流域雨量指數基準	複合基準		流域雨量指數基準	
				河川名	流域雨量指數基準	流域雨量指數基準	流域雨量指數基準		流域雨量指數基準	流域雨量指數基準		流域雨量指數基準	流域雨量指數基準	流域雨量指數基準	流域雨量指數基準	
洪水	南部	阪神	神戸市	武庫川	37.3	33.9						27.1				
				有馬川	26	23.6						18.8				
				新湊川	18.5	14.4	12.9	9	11.5	11.5	11.5	11.5	6			
				福田川	14.6	13.3						10.6				
				明石川	22	20						16				
				伊川	16.2	14.7						11.7				
			神戸市東灘区													
			神戸市灘区													
			神戸市兵庫区	新湊川	12.9	10	9	9	8	8	6					
			神戸市長田区	新湊川	18.5	14.4	12.9	9	11.5	11.5	6					
			神戸市須磨区	福田川	6.2	5.7			4.6							
				伊川	9.2	8.3			6.6							
			神戸市垂水区	福田川	14.6	13.3			10.6							
			神戸市北区	武庫川	37.3	33.9			27.1							
				有馬川	26	23.6			18.8							
			神戸市中央区	明石川	22	20			16							
			神戸市西区	伊川	16.2	14.7			11.7							

※警報の基準を大きく超過した基準は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の「危険」（紫）に用いる基準

※洪水警報・注意報の流域雨量指數基準及び複合基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定しているが、上記の表では、主要な河川における代表地点の基準値を示している。

4 その他の警報・注意報基準

（1）大雪、雷、融雪、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪の各警報・注意報

現行の神戸市の基準を変更後の各二次細分区域に適用します。

（2）陸上と海上の細分がある暴風、暴風雪、強風、風雪、濃霧の各警報・注意報

- 沿岸を有する「神戸市東灘区」「神戸市灘区」「神戸市兵庫区」「神戸市長田区」「神戸市須磨区」「神戸市垂水区」「神戸市中央区」には、現行の神戸市の陸上と海上の基準を適用します。
- 沿岸を有しない「神戸市北区」「神戸市西区」には、現行の神戸市の陸上の基準を適用します。

（3）高潮、波浪の各警報・注意報

- 沿岸を有する「神戸市東灘区」「神戸市灘区」「神戸市兵庫区」「神戸市長田区」「神戸市須磨区」「神戸市垂水区」「神戸市中央区」には、現行の神戸市の基準を適用します。
- 沿岸を有しない「神戸市北区」「神戸市西区」には、発表しません。